

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		日本政策金融公庫融資制度利子補給補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		有限会社 高木写真館 外14件		代表者名	高木 寿夫 外14名		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成21年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		中小事業者の資金繰りを支援し、地域経済の振興と雇用の確保を行う。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		276,600 円	263,200 円	274,300 円	300,000 円		
		(276,600 円)	(263,200 円)	(274,300 円)	(300,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		借入金の利子の支払い					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		274,300 円			
		うち補助対象経費		274,300 円			
		補助対象経費の内訳		支払利子		274,300 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		10分の10			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	補助対象経費確定後の交付申請のため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		中小事業者の資金繰りを支援することで、地域経済の振興と雇用の維持継続につながる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和2年度の実績に基づき作成しています。